

青森県報

第三千九百六十四号

平成二十七年
三月二日
(月曜日)

目次

告 示

障害福祉サービス事業者の指定	……………	(障害福祉課)	…	一
児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定	……………	(同)	…	一
技能検定試験の施行	……………	(労政・能力開発課)	…	二
右 同	……………	(同)	…	三
公 告	……………			
大規模小売店舗の新設に関する届出	……………	(商工政策課)	…	四
二級建築士試験及び木造建築士試験の施行	……………	(建築住宅課)	…	五
建設業者の許可の取消し	……………	(中南地域(県民局))	…	六
教育委員会	……………			
公印の調製及び廃止	……………	(職員福利課)	…	七
人事委員会	……………			
人事委員会規則六 一九(任期付職員の採用等)の一部を改正する規則	……………	(職員課)	…	七
雑 報	……………			
平成二十七年調理師試験の実施について	……………	(保健衛生課)	…	七

告 示

示

青森県告示第百十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十七年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指定期日
株式会社青森アライフ青森 五 青森市卸町三の	居宅介護	株式会社青森アライフ青森 十和田田営 十和田市大字洞の内字後野三三二一	平成二十七年三月二日
株式会社青森アライフ青森 五 青森市卸町三の	重度訪問介護	株式会社青森アライフ青森 十和田田営 十和田市大字洞の内字後野三三二一	"
株式会社青森アライフ青森 五 青森市卸町三の	同行援護	株式会社青森アライフ青森 十和田田営 十和田市大字洞の内字後野三三二一	"

青森県告示第百十六号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十七年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を行う事業所	指定期日
主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	青森県知事 三 村 申 吾	平成二十七年三月二日

特定非営利 活動法人 pyteam steb	弘前市大字城東 三丁目一の一	放課後等 デイサー ビス	児童デイサ ービス つづぶあ	弘前市大字外崎 三丁目一の九	平成 二七・三・一
---------------------------------	-------------------	--------------------	----------------------	-------------------	--------------

青森県告示第百十七号

平成二十七年前期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示する。

平成二十七年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施職種

1 一級及び二級

造園、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立、電気機器組立（配電盤・制御盤組立て作業）、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、とび、左官、畳製作、防水施工（セメント系防水工事作業、シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、木質系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、フラワー装飾

次の職種は、学科試験のみ実施する。

タイル張り

2 三級

造園、金属熱処理（一般熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て、塗装（金属塗装作業）、広告美術仕上げ、フラワー装飾

3 単一等級

塗料調色

二 実施期日

1 実技試験は、平成二十七年六月三日（水）から同年九月八日（火）までの間において、青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

2 学科試験

(一) 平成二十七年七月十九日（日）に実施する職種

三級

造園、機械加工、仕上げ、電子機器組立て、塗装、広告美術仕上げ、フラワー装飾

(二) 平成二十七年八月二十三日（日）に実施する職種

(1) 一級及び二級

造園、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装

(2) 三級

金属熱処理

(三) 平成二十七年八月三十日（日）に実施する職種

一級及び二級

機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ

(四) 平成二十七年九月六日（日）に実施する職種

(1) 一級及び二級

放電加工、建築板金、仕上げ、電気機器組立て、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾

(2) 単一等級

塗料調色

三 実施場所

1 実技試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

2 学科試験は、次に掲げる場所において行う。ただし、受検人員により会場数が

増減される場合もある。

青森市 弘前市 八戸市

四 受検申請書の提出期限

平成二十七年四月六日(月)から同月十七日(金)まで

五 その他検定に關し必要な事項

1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会に配布する。

2 受検申請書の提出先

青森市大字野尻字今田四三の一

青森県職業能力開発協会

3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課(電話

〇一七 七三四 九四一五)又は青森県職業能力開発協会(電話〇一七 七三八

五五六一)に問い合わせること。

青森県告示第百十八号

平成二十七年年度全期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定により公示する。

平成二十七年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施職種

1 随時三級

さく井(パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業)、
鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業、非鉄金属鑄物鑄造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業、
プレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業)、金属プレス
加工、鉄工、建築板金(ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき
(電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ
(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械検査、ダイ
カスト(ホットチャンネルバダイカスト作業、コールドチャンネルバダイカスト作業)、
電子機器組立て、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配
電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業)、

プリント配線板製造(プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業)、冷
凍空調和機器施工、染色(糸浸染作業、織物・ニット浸染作業)、ニット製品
製造(丸編みニット製造作業、靴下製造作業)、婦人子供服製造、紳士服製造、
寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱
製造(印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作
業)、印刷、製本、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレー
ション成形作業、ブロー成形作業)、強化プラスチック成形、石材施工(石材加
工作業、石張り作業)、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り
製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管(建築配管作
業、プラント配管作業)、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施
工、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ
工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業)、熱
絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装(建築塗装作業、金属
塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装

2 基礎一級及び基礎二級

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、
めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器
組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、
ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布は
く縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック
ク成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベー
コン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、
配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、
熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装

二 実施期日

実技試験及び学科試験は、平成二十七年四月一日(水)から平成二十八年三月三
十一日(木)までの間において、別途青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

三 実施場所

実技試験及び学科試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

四 受検申請書の提出期限

随時受付をする。

五 その他検定に關し必要な事項

- 1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会に配布する。
- 2 受検申請書の提出先
青森市大字野尻字今田四三の一
青森県職業能力開発協会
- 3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課（電話〇一七 七三四 九四一五）又は青森県職業能力開発協会（電話〇一七 七三八 五五六一）に問い合わせること。

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）マエダストア新城店
青森市大字新城字平岡一七四の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
前田商事株式会社
むつ市小川町二丁目四の八
代表取締役 前田知世
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 株式会社マエダ
むつ市小川町二丁目四の八
代表取締役 前田恵三
2 株式会社ツルハ
北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一の二一

代表取締役 鶴羽樹

- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十七年十月十一日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、八七〇・二七平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
1 駐車場の位置及び収容台数
六九台（位置は、届出書添付図面のとおり）
2 駐車場の位置及び収容台数
五六台（位置は、届出書添付図面のとおり）
3 荷さばき施設の位置及び面積
三一一・〇九平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
二四・二八立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（一）株式会社マエダ
開店時刻 午前九時（ただし、年間五日は午前七時）
閉店時刻 午後十一時
（二）株式会社ツルハ
開店時刻 午前六時
閉店時刻 翌午前零時
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前五時四十五分から翌午前零時十五分まで
- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
三か所（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後八時まで
- 八 届出年月日
平成二十七年二月十日
- 九 届出書及び添付書類の縦覧
1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十七年三月二日から同年七月二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十七年七月二日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行

平成二十七年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行するので、青森県建築士法施行細則（昭和二十五年十一月青森県規則第百十五号）第二十四条の規定により公告する。

平成二十七年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の日時及び場所

1 二級建築士試験

(一) 学科の試験

(1) 日時

平成二十七年七月五日（日）午前十時から

(2) 場所

青森市安方二丁目一の四〇 青森県観光物産館 アスパム

(二) 設計製図の試験

(1) 日時

平成二十七年九月十三日（日）午前十一時から

(2) 場所

青森市安方二丁目一の四〇 青森県観光物産館 アスパム

2 木造建築士試験

(一) 学科の試験

(1) 日時

平成二十七年七月二十六日（日）午前十時から

(2) 場所

青森市安方二丁目一の四〇 青森県観光物産館 アスパム

(二) 設計製図の試験

(1) 日時

平成二十七年十月十一日（日）午前十一時から

(2) 場所

青森市安方二丁目一の四〇 青森県観光物産館 アスパム

二 受験申込手続

1 郵送による受験申込み

郵送による受験申込みについては、次の(一)又は(二)に該当する者に限り行うことができる。

(一) 過去に二級建築士試験及び木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、

二級建築士及び木造建築士試験の受験票又は合否の通知書が添付されている者

(二) 離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の

証明書又は住民票が添付されている者

(1) 受験申込受付期間

平成二十七年三月十六日（月）から同月三十日（月）まで

(2) 受験申込方法及び郵送先

次の宛先（締切日の消印のあるものまで有効）に、必ず簡易書留で郵送す

べし。

東京都千代田区紀尾井町三の六紀尾井町パークビル 公益財団法人建築技術教育普及センター本部

2 インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験及び木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(一) 受験申込受付期間

平成二十七年三月二十三日(月) から同月三十日(月) まで

(二) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaenic.or.jp/>) において、必要な事項を入力し申し込むこと。

3 受付場所における受験申込み

過去に二級建築士試験及び木造建築士試験を受験したことがない者(過去に受験した二級建築士試験及び木造建築士試験の受験票又は合否の通知書を貼付できない者を含む。)は、必ず受付場所における受験申込みを行うこと。また、受付場所における受験申込みについては、1又は2による受験申込みができなかった者も行うことができる。

(一) 受験申込受付期間

平成二十七年四月九日(木) から同月十三日(月) まで(ただし、八戸市での受付は同月十日(金) までとする。)

(二) 受験申込書受付場所

- (1) 青森市安方一丁目一の四〇 青森県観光物産館 アスパム 五階夏泊
- (2) 八戸市一番町九の二二 八戸地域地場産業振興センター ユートリー五階 異業種交流室

(三) 受験申込書の受付

受験申込書の受付は、(二)の受験申込書受付場所において申込者本人が直接提出した受験申込書について行う。

三 合格発表

1 二級建築士試験

(一) 学科の試験 平成二十七年八月二十五日頃

(二) 設計製図の試験 平成二十七年十二月三日頃

2 木造建築士試験

(一) 学科の試験 平成二十七年九月八日頃

(二) 設計製図の試験 平成二十七年十二月三日頃

四 その他

試験に関する問合せについては、一般社団法人青森県建築士会(電話〇一七 七三二二七八)に電話すること。

なお、試験実施に関する事務は、建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十五条の六第一項の都道府県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年三月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社東北産業
- 二 代表者の氏名 森山 一男
- 三 主たる営業所の所在地 平川市李平下安原八二の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二三)第四一〇〇号
- 五 取消年月日 平成二十七年二月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木、造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十五年十二月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。



教育委員会

青森県教育委員会告示第二号

平成二十七年二月二十八日次の表の上欄に掲げる公印を廃止し、同年三月一日同表の下欄に掲げる公印を調製したので、青森県教育委員会文書取扱規程（平成二十五年九月青森県教育委員会訓令甲第十号）第十一条の規定により告示する。

平成二十七年三月二日

青森県教育委員会

公印の名称及び印影	公印の名称及び印影
青森県立森田養護 学校長印 	青森県立森田養護 学校長印 

人事委員会

人事委員会規則六 一九（任期付職員の採用等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則六 一九（任期付職員の採用等）の一部を改正する規則

人事委員会規則六 一九（任期付職員の採用等）の一部を次のように改正する。
第七条第一項中「正規の試験」を「採用試験」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

雑 報

平成27年度調理師試験の実施について

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第2項の規定により青森県知事から委任された調理師試験について、次のとおり実施する。

平成27年 3月 2日

公益社団法人調理技術技能センター
理事長 宇都宮 久俊

1 試験の日時及び場所

- (1) 日時
平成27年10月10日（土曜日）午後 1時30分から午後 3時30分まで
- (2) 場所
青森県観光物産館アスパム（青森市安方一丁目 1番40号）

2 受験申請書の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間
平成27年 5月18日（月曜日）から 6月29日（月曜日）まで
- (2) 配布場所
青森県健康福祉部保健衛生課
県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室（県内各保健所。ただし、青森市保健所は含みません。）

3 公益社団法人調理技術技能センター

受験申請書の受付日時及び場所

- (1) 一般郵送受付
平成27年 5月18日（月曜日）から 6月29日（月曜日）まで（同日消印有効）
東京都中央区日本橋堀留町 2丁目 8番 5号 JACCビル5階
公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当あて
- (2) 団体窓口受付（5名以上で、電話連絡が必要）
平成27年 5月25日（月曜日）から 6月19日（金曜日）までの平日の午前 9時か

ら午後5時まで

公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当

4 受験資格

(1) 学歴

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条の規定に基づき、高等学校の入学資格を有する者（中学校卒業以上の者）

イ 旧制国民学校高等科を修了した者及び旧制中学校2年の課程を終わった者又は厚生労働大臣が同等と認める者

(2) 職歴

調理師法施行規則第4条に定める施設で、2年以上調理業務（原則週4日以上

かつ1日6時間以上）に従事した者

5 受験手数料

6,100円

6 合格発表の日時等

(1) 日時

平成27年11月30日（月曜日）

(2) 掲示場所

公益社団法人調理技術技能センター掲示版

青森県庁東側掲示版及び県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室掲示版（県内各保健所。ただし、青森市保健所は含みません。）

(3) ホームページ

公益社団法人調理技術技能センターホームページアドレス

<http://www.chouri-ggc.or.jp/>

7 問い合わせ先

(1) 公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当

電話 03 (3667) 1815

(2) 青森県健康福祉部保健衛生課

電話 017 (734) 9213

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青森県

青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七十七号
東奥印刷株式会社

東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行

定価小口一枚二付十五円四十四銭